

望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への 十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請

熊本市の民間病院が平成19年度に開設した、匿名で子どもを預け入れる「このとりのゆりかご」（以下、「ゆりかご」という）には、平成28年度までの10年間に全国から130人（うち熊本県外89人）が、親が育てられない子どもとして預けられている。さらに、同病院には、妊娠に関する悩み相談が平成28年度だけでも6,565件（うち熊本県外4,436件）寄せられており、特に、直近の3年間は著しく増加している。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数からは、望まない妊娠/計画していない妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることが伺える。

また、「ゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、「ゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等により母子の生命に危険性が生じるという課題がある。

国においては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなどの妊娠や出産に悩む人々への支援を行っているが、相談者が身近なところで相談できる体制を整備することが、その後の適切な支援につながる。「ゆりかご」に係る事例でも、事前の相談により「預け入れ」が回避できた例もあることから、指定都市をはじめとした全国の自治体において、相談・支援体制を更に充実させる必要がある。

また、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化された。しかし、この改正法の趣旨を踏まえると、「ゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、その後の養育に様々な支障が生じることや、子どもが自らの出自を知る権利が損なわれること等の懸念がある。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。

熊本県及び熊本市においても、「ゆりかご」開設当初から専門家による検証を行い、これまで3度にわたり報告を行っている。この報告では、「ゆりかご」が参考としたドイツの「赤ちゃんポスト」の状況に関し、『「赤ちゃんポスト」は嬰児殺しの回避には繋がらないことから、ドイツの審議会から制度の廃止が勧告され、これを受け、合法的な内密出産制度の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする「内密出産法」が2014年5月に施行されたこと』について言及しており、新たな法の整備を含め、るべき制度の姿を検討していく必要がある。

このように、「ゆりかご」開設後の10年間で、明らかになってきた様々な課題は全国に共通したものであり、一地方自治体・一民間病院のみで解決できるものではない。

日本の社会において、妊娠や出産に係る全ての悩みが解消され、全ての子どもたちに祝福された生を与えられるよう、国の責務において次の事項を早期に実現するよう、指定都市市長会として強く要請する。

1. 全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすいよう、24時間365日対応の電話及びメール等相談窓口を国において整備し、その周知を行うこと。
2. 指定都市をはじめとした自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備・強化に向けた積極的な取り組みを推進することができるよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。
3. 望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、諸外国で導入されている内密出産制度や類似の制度に関する調査を行い、我が国に適した法制度の整備について速やかに検討を開始すること。

平成29年7月11日
指 定 都 市 市 長 会